

株式会社NexTone  
著作物利用許諾契約約款 新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>表紙</p> <p>2022年4月1日施行</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p>2017年4月1日施行</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>追加・削除</p>
<p>第1条(目的)</p> <p>本約款は、株式会社NexTone（以下「NexTone」といいます。）が、著作物利用者（以下「利用者」といいます。）に対して、NexToneが利用許諾権限を有する音楽著作物（以下「管理著作物」といいます。）について、以下の各号に掲げる利用許諾をするときに適用されるものです。</p> <p>(1)オーディオに関する利用許諾 蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの（なお、オルゴールも含まれます。）に著作物を固定し、それらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(2)ビデオグラムに関する利用許諾 ビデオテープ、ビデオディスク(DVD、Blu-ray DiscおよびHD DVDを含みます。)など音を専ら影像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、それらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(3)映画録音に関する利用許諾 映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に連続した影像とともに著作物を固定し、それらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(4)ゲーム録音に関する利用許諾 ゲーム（パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれらに限られません。）に供することを目的として、テレビゲーム機等の影像を伴う記録媒体などに著作物を固定し、それらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(5)広告目的で行う複製に関する利用許諾 広告に利用することを目的として、著作物を固定し、それらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>本約款は、株式会社NexTone（以下「NexTone」といいます。）が、著作物利用者（以下「利用者」といいます。）に対して、NexToneが利用許諾権限を有する音楽著作物（以下「管理著作物」といいます。）について、以下の各号に掲げる利用許諾をするときに適用されるものです。</p> <p>(1)オーディオに関する利用許諾 蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの（なお、オルゴールも含まれます。）に著作物を固定し、それらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(2)ビデオグラムに関する利用許諾 ビデオテープ、ビデオディスク(DVD、Blu-ray DiscおよびHD DVDを含みます。)など音を専ら影像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、それらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(3)映画録音に関する利用許諾 映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した影像とともに著作物を固定し、それらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(4)ゲーム録音に関する利用許諾 ゲーム（パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれらに限られません。）に供することを目的として、テレビゲーム機等の影像を伴う記憶媒体などに著作物を固定し、それらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p> <p>(5)広告目的で行う複製に関する利用許諾 広告に利用することを目的として、著作物を固定し、それらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p>	<p>文言変更</p> <p>文言変更</p> <p>文言変更</p>

株式会社NexTone  
著作物利用許諾契約約款 新旧対照表

<p>(6)出版に関する利用許諾 印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(7)貸与に関する利用許諾 商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(8)放送・有線放送に関する利用許諾 放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(9)インタラクティブ配信に関する利用許諾 著作物を、放送および有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(10)業務用通信カラオケに関する利用許諾 著作物を、カラオケ施設または社交場等の事業所において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、および当該端末機械等に固定することの許諾をいいます。</p> <p>(11)演奏会・<u>演奏会以外の催物</u>における演奏に関する利用許諾 演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物)において演奏すること、<u>その他の態様で著作物を演奏すること(本条12号に定める態様および社交場・カラオケ施設で演奏することを除きます。)</u>の許諾をいいます。</p> <p><u>(12)上映・BGMIに関する利用許諾</u> <u>以下の利用行為に関する許諾をいいます。</u></p> <p><u>①映画、ビデオグラム等により著作物を上映等すること(社交場・カラオケ施設で演奏することを除きます。)</u></p> <p><u>②著作物を背景音楽(BGM)として利用するために、有線放送等の受信装置を用いて公に伝達し、または録音物により演奏すること(本条第8号に定めるものを除きます。)</u></p>	<p>(6)出版に関する利用許諾 印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(7)貸与に関する利用許諾 商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(8)放送・有線放送に関する利用許諾 放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(9)インタラクティブ配信に関する利用許諾 著作物を、放送および有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(10)業務用通信カラオケに関する利用許諾 著作物を、カラオケ施設または社交場等の事業所において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、および当該端末機械等に固定することの許諾をいいます。</p> <p>(11)演奏会における演奏に関する利用許諾 演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物<u>をいいます。)</u>において演奏することの許諾をいいます。</p> <p><u>(12)その他の演奏等に関する利用許諾</u> <u>前号に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。</u></p>	<p>追加・削除 管理委託範囲の変更のため変更する</p> <p>追加・削除 管理委託範囲の変更のため変更する</p>
<p>附則 本約款は、2022年4月1日より施行するものとします。</p> <p>以上</p>	<p>附則 本約款は、2017年4月1日より施行するものとします。</p> <p>以上</p>	<p>追加・削除</p>